

愛媛県住生活基本計画

～新計画の方向性～

1 住生活基本計画の見直しの背景

1

○県では、住生活基本法第17条第1項の規定に基づき、H18年度に「愛媛県住生活基本計画」を策定した後、国の「住生活基本計画(全国計画)」の見直しに応じ、**適時必要な改定を行い、住生活に関わる社会のニーズや変化に対応**しつつ施策を進めてきた。

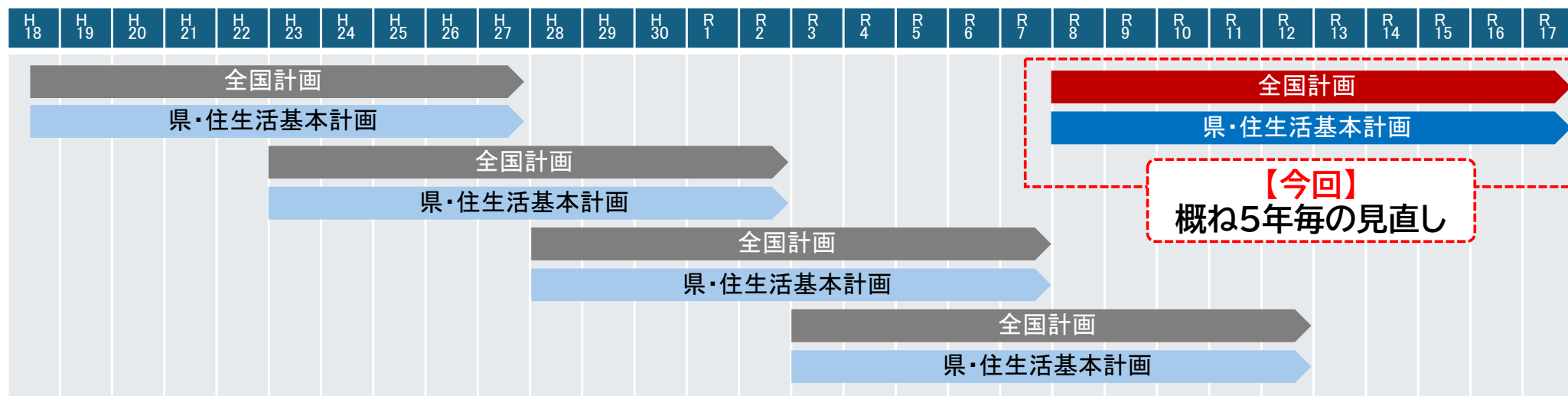
○今般、国から**新たな全国計画(R8.3.27閣議決定)**が示されたことを受け、**法定義務により、その内容や方針等との整合を図りつつ、「本県の実情(地域特性や実情等)に応じた総合的かつ計画的な住宅施策」**を推進するための指針となる**「県計画」を策定する必要がある。**

● 愛媛県住生活基本計画

密接に関係する
その他の計画

- 愛媛県 県営住宅長寿命化計画
- 愛媛県 高齢者居住安定確保計画
- 愛媛県 賃貸住宅供給促進計画

の見直しを行う。



○日本社会と住宅政策の課題については、**概ね25年毎に大きく変容**していることを踏まえ、現在の住生活の姿に加えて、四半世紀後の**2050年に目指すべき姿**からの**バックキャスト(逆算)**により、当面10年間に取組む施策の方向性が議論された。

○「単身高齢世帯の増加」や「既成住宅地等における相続住宅の発生増加」等の課題に対し、「**住まうヒト**」、「**住まうモノ**」、「**住まいを支えるプレイヤー**」の3つの視点から、**既存の住宅ストックを最大限に活用**しながら、**人生100年時代の住生活を支える基盤を再構築**していくという住宅政策の方向性を明確にした。

Point
(目標4) 『アフォーダビリティ』の確保

中所得者層や子育て世帯等が**手頃な価格**で**購入・賃借できる「良質な住まい」**の供給を促進する。

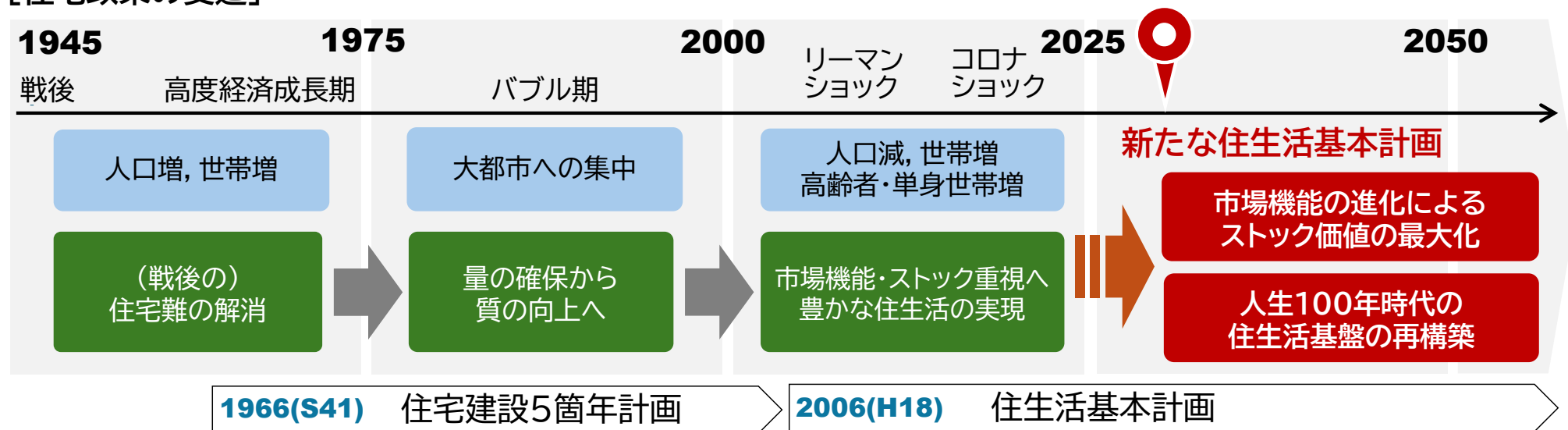
Point
(目標8) 住宅地の『サステナビリティ』

持続可能な都市構造に向け**住宅ストックの円滑な継承・活用を促す**ための規律とインセンティブの確立に向けた取組を推進する。

Point
(第4) 『住生活リテラシー』の向上

国民が住生活に関わる情報を理解し、適切に活用する能力を身に付け、**自らが考え行動できることが重要**である。

[住宅政策の変遷]



3 住生活基本計画(全国計画)の主な取組方策

3

住生活基本法

平成18年6月施行

前回の住生活基本計画(全国計画)

【計画期間】 令和3年度～令和12年度

おおむね5年毎に見直し

新たな住生活基本計画(全国計画)

【計画期間】 令和8年度～令和17年度

2050年
を見据えた

単身世帯の増加

相続住宅の増加

生産年齢人口の減少

住まうヒトの視点

人生百年時代における
時々のライフスタイル
やあらゆる世帯属性に
適した住宅を過度な
負担なく確保できる
社会へ

住まうモノの視点

官民投資により蓄積し
てきたインフラと居住
環境を備えた住宅・
住宅地が市場を通じて
最大限に活用される
持続可能な社会へ

住まいを支える プレイヤーの視点

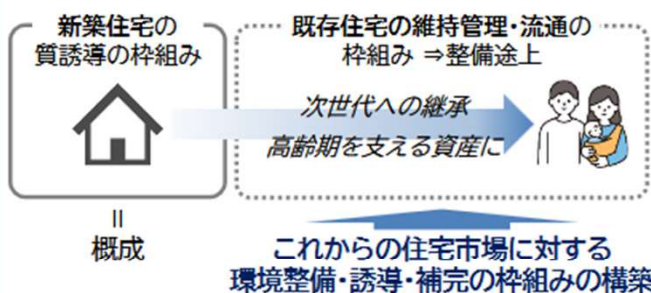
国、地方公共団体、事業
者、そして住生活を営む
居住者自身も含めた
あらゆる関係者で連携
して住宅市場を維持し
続ける社会へ

市場機能の進化を通じた
住宅ストック価値の最大化

人生100年時代の住生活
を支える基盤の再構築

主な取組方策

①ニーズに応じた住宅を適時適切に確保できる循環型市場の形成



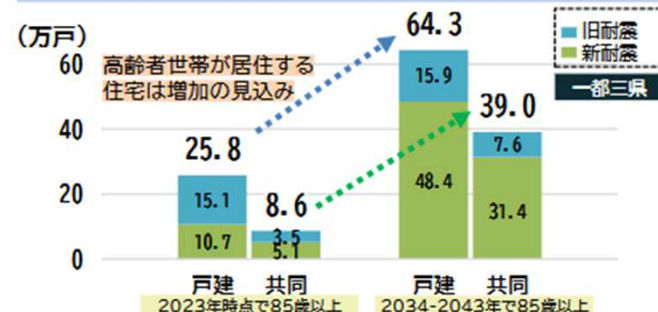
⇒ ニーズに応じた持家・賃貸住宅を選択できる市場へ
ライフスタイルに適した住替え・リフォームの円滑化

③分野横断的な連携による 「気づき」と「つなぎ」のある 居住支援の充実



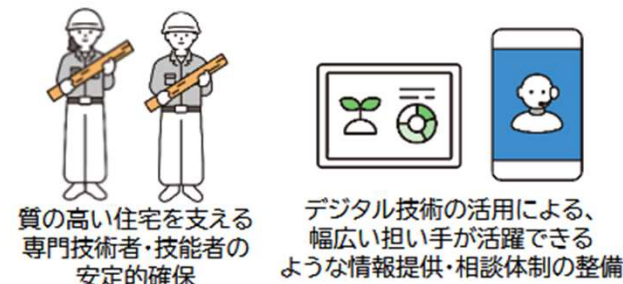
⇒ 高齢単身世帯も孤立せず、安心して暮らせる社会へ

②インフラ・居住環境の整った 既存の住宅・住宅地の 市場を通じた本格的な有効活用



⇒ 利便性の高い既成住宅地の相続空き家等を活用し、
子育て世帯等にも選ばれる住環境の整備

④既存住宅を最大限に活用する 持続的な住宅市場を支える あらゆる主体の連携・協働の推進



⇒ ストック社会を支える担い手・体制の確保へ

(国交省資料より引用)

3 「2050年の姿」と「当面10年間の方向性」-11の目標- 【概要版】

4

2050年を見据えた

単身世帯の増加

住まうヒトの視点

人生百年時代における
時々のライフスタイル
やあらゆる世帯属性に
適した住宅を過度な
負担なく確保できる
社会へ

相続住宅の増加

住まうモノの視点

官民投資により蓄積し
てきたインフラと居住
環境を備えた住宅・
住宅地が市場を通じて
最大限に活用される
持続可能な社会へ

生産年齢人口の減少

住まいを支える
プレイヤーの視点

国、地方公共団体、事業
者、そして住生活を営む
居住者自身も含めた
あらゆる関係者で連携
して住宅市場を維持し
続ける社会へ

全国計画の目標

2050年に目指す姿

当面10年間の方向性

目標1 高齢期の住生活	高齢期に孤立せず、安心して 住まうことができる。	・居住サポート住宅の普及拡大 ・リバースモーゲージの充実
目標2 若者・子育て世帯の住生活	子育てしやすい居住環境や サービス等が充実する。	・子育て世帯向け住宅の推進 ・既成住宅地の相続住宅の活用
目標3 住宅確保要配慮者の住生活	「気づき」と「つなぎ」の居住 支援体制が定着する。	・公営/民間のセーフティネットの構築 ・包括的な居住支援体制の整備
目標4 アフォーダブルな住宅の整備	過度な経済的負担なく住宅を 取得でき、選択肢も充実する。	・相続住宅(空き家)の市場流通 ・高齢期の住宅ローンの充実
目標5 住宅ストックの多世代活用	世帯人員に応じた、質の高い 住宅ストックが充実する。	・住宅ストックの性能向上及び 供給/流通の推進
目標6 市場での適正評価の普及	所有者による適切な維持管理 が進み、市場でも評価される。	・維持管理等の市場環境整備 ・性能等の査定評価方法の普及
目標7 空き家の管理・再生・活用・除却	空き家を適切に維持管理する 意識が定着し、放置されない。	・自発的行動の機運醸成 ・既存住宅の積極的活用
目標8 持続可能な住宅地の形成	生活・交通利便性に配慮され た住宅地の形成が進む。	・住宅地の継承に向けた誘導 ・移住/二地域居住等の推進
目標9 災害への対応	レジリエンス機能の強化が進み 早期の生活再建も可能となる。	・住宅の耐震化の促進 ・災害時に備えた体制整備
目標10 住生活産業の発展	専門家を含む地域の担い手に より、産業の発展・継承が進む。	・幅広い担い手の育成/確保 ・ライフサイクルカーボンの削減の推進
目標11 住宅政策の推進	個々の課題に対し分野横断的 な施策・支援等が充実する。	・行政実務の効率化と施策推進 ・官民連携の更なる推進

住まうヒトの視点

目標1 人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備

基本的な施策

当面**10**年間の方向性

- 高齢期に備えた住宅資産の活用による住生活の向上
- 高齢者の賃貸住宅への入居の円滑化
- 高齢者の孤立を防ぐ居住環境の整備

本県の課題 (振り返り・現況整理等より)

- 今後の人口減少の進行、老年人口の増加(高齢者を含む単身世帯はR12(2030)年には4割を超えると予測)
- 高齢者等(住宅確保要配慮者)が円滑に住宅を確保できるようにする必要がある。
- そのためには居住支援法人・支援団体等との連携を強化する必要がある。(実態とニーズの把握を含む。)
- 高齢期の住生活に備えて、ひとりひとりが準備する重要性等の啓発を図ると共に、住み替えやリフォームが円滑にできる環境の整備を図る必要がある。



今後の方向性・検討ポイント (例)

- 住宅分野と福祉分野との連携を通じた「気づき」と「つなぎ」のある居住支援の確保に向けた取組
(例)居住サポート住宅の拡大
(例)居住支援団体等との連携強化
- 高齢者が安全かつ健康に暮らすことができる住宅の推進
(例)従来のバリアフリーの確保は基より、省エネリフォーム等の推進
(例)高齢期に備えた住宅改修の重要性に係る普及啓発

住まうヒトの視点

目標2 若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現

基本的な施策

当面**10**年間の方向性

- 若者の孤立を防ぐ居住環境の整備
- 子育てをしやすく、働きやすい居住環境の充実
- 相続空き家等を活用した若年・子育て世帯等が居住しやすい住環境の整備

本県の課題 (振り返り・現況整理等より)

○できる限り、子どもの希望出生率(1.50)に近づけるよう目指す。(1.28(2025年))

○子育て世帯における多様な住まい方・働き方を踏まえた居住環境の整備が必要である。(全国に比べ、同居率はほぼ同値であるが、近居率は高い。)

○世帯主が65歳以上の世帯は持ち家率が80%を超えており、今後、相続空き家が増加するおそれがある。
(65歳以上の単独世帯は、全体の45.6%を占める。(R7))

○母子家庭(女親とその子供から成る世帯)は増加傾向にある。



今後の方向性・検討ポイント (例)

●子育て世帯等が子どもを産み・育てやすい住まいの確保に向けた取組

(例)公営住宅に、子育て世帯が円滑に入居できるよう、収入基準の引き上げ等による基準緩和・制度拡充の検討

(例)職種近接・育住近接、三世代同居、近居、二地域居住の充実と強化

●相続空き家を活用した、若年・子育て世帯向けの住環境の整備

(例)相続空き家や、その予備軍の円滑な市場流通を促すための機運醸成

(例)空き家の所有者等と、取得希望者の双方に対する支援策の検討

住まうヒトの視点

目標3 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境・居住支援体制の整備

基本的な施策

当面**10**年間の方向性

- 住宅セーフティネットの構築
- 総合的かつ包括的な居住支援体制の整備等
- 公的賃貸住宅等のアセットマネジメント
- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けた民間賃貸住宅市場の環境整備

本県の課題（振り返り・現況整理等より）

- 世帯主が65歳以上である世帯は、持ち家率が80%以上であり、今後、相続空き家が増加するおそれがある。（65歳以上の単独世帯は、全体の45.6%を占める。（R7））《再掲》
- 母子家庭（女親とその子供から成る世帯）は増加傾向にある。《再掲》
- 身体障がい者世帯は微減傾向となっているが、知的障がい者・精神障がい者は増加傾向となっている。
- 公営住宅（県・市（町）営住宅）の空き住戸は増加傾向にあり、既存ストックの有効活用が必要である。



今後の方向性・検討ポイント（例）

- 住宅分野と福祉分野との連携を通じた「気づき」と「つなぎ」のある居住支援の確保に向けた取組《再掲》
（例）居住サポート住宅の拡大
（例）居住支援団体等との連携強化
- 地域ごとの包括的な居住支援体制の整備
（例）市町単位での居住支援協議会の設置の促進
（例）不動産団体・福祉団体等との連携
- 公営住宅ストックを活用した住宅確保要配慮者への住宅供給の充実
（例）公営住宅における長期空き住戸への低額所得若年単身者の受入

住まうヒトの視点

目標4 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備

基本的な施策

当面**10**年間の方向性

- 既存ストックの積極的な活用による良質な住まいの供給
- 住宅取得支援策の充実

本県の課題（振り返り・現況整理等より）

- 近年の急激な社会経済情勢の変化により、建設物価等が高騰しており、新規住宅取得には、多大な費用が必要となっている。（新設住宅着工戸数は、近年、減少傾向にある。）
- 本県の空き家は全国平均を上回るスピードで増加しており、その内、『使用目的のない空き家』の増加が顕著
- 中古住宅の流通シェアは、18.2%
- 民間賃貸住宅の家賃は、全国平均よりも低く、四国内でも低い。



今後の方向性・検討ポイント（例）

- 比較的利便性の高い既成住宅地における良質でアフォーダブル（比較的手頃）な住宅の推進
（例）相続空き家や、その予備軍の円滑な市場流通を促すための機運醸成《再掲》
- 既存ストックを積極的に活用していくことが望まれるが、良質な住まいをどのように供給していくか。
（例）インスペクション制度の浸透
（例）比較的状态の良い空き家を賃貸流通させる取組
- 相続空き家を活用した、若年・子育て世帯向けの住環境の整備《再掲》

住まうモノの視点

目標5 多世代にわたり活用される住宅ストックの形成

基本的な施策

当面**10**年間の方向性

- 住宅ストックの性能向上
- 将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通
- 住宅ストックの円滑な更新等による良好な市街地環境の維持・向上

本県の課題 (振り返り・現況整理等より)

○住宅の耐震化率(R5時点)は全国平均を下回っており、目標に向けて更なる取組強化が必要である。

○「設計住宅性能評価書」及び「認定長期優良住宅」については、R6年度以降増加傾向にあるが、良質な住宅ストック形成に向け、更なる推進が必要である。

○建築物省エネ法の改正施行により、新築住宅については省エネ基準が引き上げられたところ(R7(2025)年4月～)であり、温室効果ガスの排出量は減少傾向となっているが、目標の達成に向け住宅分野(家庭部門)の省エネ対策を進めていく必要がある。



今後の方向性・検討ポイント (例)

- 将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成をどのように進めていくか。

(例)長期優良住宅等の推進

(レジリエンス性能・防犯性能・優れた温熱環境等)

(例)定期的なメンテナンスの重要性に関する普及啓発

- リフォームやリノベーションを契機とした性能向上改修(ex.耐震+省エネ改修)の啓発等も必要ではないか。

(例)一定の性能向上を伴う部分的なリフォームの普及(窓改修、高効率の給湯器への改修等)

(例)人命の確保はもとより、快適性や健康寿命との関係に係る普及啓発の促進

住まうモノの視点

目標6 住宅ストックの性能や利用価値が市場で適正に評価され、循環するシステムの構築

基本的な施策

当面**10**年間の方向性

- 適切な維持管理の推進
- 性能向上・利用価値が評価される仕組みの普及
- 安心して既存住宅が取引される市場環境の整備

本県の課題 (振り返り・現況整理等より)

- 中古住宅の流通シェアは、18.2%
《再掲》
- 【全国】既存住宅の取引当事者が売買時にインスペクションを実施する割合は3割程度(国交省アンケート調査(R4))
- 【全国】所有者等が適切に維持管理を行った場合、その結果を資産価値として評価する環境整備が必要
- 【全国】これまで行われてきた住宅投資額の累計と、住宅ストックの試算額とを比較すると、日本では投資額に見合う資産が積みあがっていない。
(第63回社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 資料4より(投資額の累計を、約500兆円下回っている。))



今後の方向性・検討ポイント (例)

- 将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成をどのように進めていくか。《再掲》
 - (例)長期優良住宅等の推進
 - (例)定期的なメンテナンスの重要性に関する普及啓発
 - (例)インスペクション制度の浸透
 - (例)比較的状态の良い空き家を賃貸流通させる取組
- 住宅市場における仕組の構築は、国全体で論じられる話であるとも考えられるが、地方で、できることはないか。
 - (例)長期優良住宅等のメリットに関する普及啓発
 - (例)県内の金融機関との連携
(リバースモーゲージ等)

住まうモノの視点

目標7 住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進

基本的な施策

当面**10**年間の方向性

- 空き家の発生予防、管理、活用、売却・除却等による空き家対策の推進
- マンションの維持管理・再生等の円滑化
- 住宅団地や賃貸住宅の維持管理・再生
- 利用価値に着目した既存住宅の積極的活用

本県の課題（振り返り・現況整理等より）

○本県の空き家は全国平均を上回るスピードで増加しており、その内、『使用目的のない空き家』の増加が顕著《再掲》

○『使用目的のない空き家』の増加を抑制していく必要があるほか、放置される空き家を生み出さないための取組も必要である。

○空き家所有者の多様なニーズ・課題に対応するためには、専門家等との連携が必要である。

○分譲マンション（約2.3万戸）について、令和25（2043）年には、築50年を超えるものが1万戸を超える。



今後の方向性・検討ポイント（例）

●既に老朽化が進行した空き家について、除却の推進
（例）防災上支障となるおそれがあるものについては、引き続き除却を推進

●空き家及び空き家予備軍の所有者・法定相続人等により、自発的に適正管理、活用、売買、除却等が行われる機運をどのように醸成していくか。

（例）住生活リテラシー教育（※）の推進

（※）相続関連世代（被相続・相続を控える40代以上の方だけでなく、次世代を担う学生等への教育を含む。

（例）インスペクション制度の浸透《再掲》

（例）空き家活用支援法人等、民間事業者との連携強化

●マンション管理適正化法に基づく適切な維持管理及び再生に向けた取組への支援

住まうモノの視点

目標8 持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成

基本的な施策

当面**10**年間の方向性

- 居住誘導の推進
- 住宅ストックの円滑な継承・活用の推進
- 活力ある住宅地や地域拠点の形成の推進

本県の課題 (振り返り・現況整理等より)

- 本県の空き家は全国平均を上回るスピードで増加しており、その内、『使用目的のない空き家』の増加が顕著《再掲》
- 住宅余剰の傾向は、以前より続いている。(1.24(住宅総数÷世帯数))
- 【全国】地方部における人口減少を踏まえ、持続可能な都市構造をめざす「立地適正化計画」に基づく居住の誘導等を推進する必要がある。
- 【全国】持続可能で活力ある住宅地・住宅団地の形成に向け、地域の関係者の連携による取組(コミュニティの活性化等)を推進する必要がある。



今後の方向性・検討ポイント (例)

- 一定のインフラ・居住環境の整った既成住宅地において、空き家が放置する社会的な機会損失の回避
(例)コンパクト・プラス・ネットワークの推進
(例)需要を踏まえたメリハリのある空き家対策(民泊、インバウンド、二地域居住等)
(例)緩やかな居住誘導
- 地域の関係者の連携による取組を推進するためには、地域を支える人材(適切な知識をもち、それを実行できる方)の確保が重要
(例)住生活リテラシー教育の推進《再掲》

住まうモノの視点

目標9 頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備

基本的な施策

当面**10**年間の方向性

- 災害に対応した安全な住宅・住宅地の形成
- 被災者の住生活の再建

- 災害発生時の住まいと生活環境の確保

本県の課題 (振り返り・現況整理等より)

- 住宅の耐震化率(R5時点)は全国平均を下回っており、目標に向けて更なる取組強化が必要である。《再掲》
- 【全国】いわゆる狭あい道路について、拡幅整備等を含め、安全性確保に向けた取組が必要である。
- 【全国】災害発生時には、速やかに生活環境が確保できるようにする必要がある。



今後の方向性・検討ポイント (例)

- 更なる耐震化率の向上を図るためには、リフォームやリノベーションを契機とした性能向上改修(ex.耐震+省エネ改修)の啓発等も必要ではないか。《再掲》
 - (例)同時に改修を行うメリットと補助金の有効活用等
 - (例)設計者と施工業者の連携・マッチングの促進
 - (例)地域のニーズに応じた気候風土適応住宅の検討
- 既に老朽化が進行した空き家について、除却の推進《再掲》
 - (例)防災上支障となるおそれがあるものについては、引き続き除却を促進

住まいを支えるプレイヤーの視点

目標10 担い手の確保・育成や海外展開等を通じた住生活産業の発展

基本的な施策

当面**10**年間の方向性

- 担い手の確保・育成 ●「和の住まい」の推進 ●相談しやすい環境の整備等の消費者保護・支援の推進
- 居住支援法人等の活動環境整備による持続性の確保 ●GX の推進による住生活産業の発展
- DX の推進による生産性向上及び新サービスの創出 ●住生活関連企業の海外展開

本県の課題 (振り返り・現況整理等より)

○【全国】住宅建設技能者の持続的な確保を図り、専門技術者・技能者による適切な新築/リフォームを実施する。

○【全国】一方で、2050年までの生産年齢人口の減少等を踏まえると、居住者も含む幅広い担い手による体制の構築や、女性・外国人をはじめとする多様な人材の活躍に向けた職場づくり等の取組が必要である。

(県・2050年には、高齢者人口が生産年齢人口を上回る。)

○【全国】2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、ライフサイクルカーボンの削減や、炭素貯蔵等に資する木材利用の促進が必要である。



今後の方向性・検討ポイント (例)

- 生産年齢人口の減少を踏まえ、住宅建設技能者について、多様かつ幅広い担い手による体制整備を推進する必要がある。
(例)民間団体との連携強化
(不動産コンサルティングサービス等、一括したサポートを行える相談体制の促進)
(例)住宅分野に係る様々な課題に対して自ら考え行動できる力を育てる。
(住生活リテラシー教育の推進)《再掲》
- LCCO₂の削減等に向け、住宅分野における木材利用の促進(県産材(CLTを含む。))の更なる利用促進等)を図る必要がある。

住まいを支えるプレイヤーの視点

目標11 国と地方における住宅行政の役割の明確化と推進体制の整備

基本的な施策

当面**10**年間の方向性

- 地域の住宅政策推進体制の整備

本県の課題（振り返り・現況整理等より）

- 【全国】地方公共団体の業務の効率化と地域のデータ・計画の質の向上
- 【全国】官民連携・官民共創による住宅政策推進体制の整備



今後の方向性・検討ポイント（例）

- 国・県・市町のほか、関係団体や事業者等とも分野横断的に住宅政策を進めていく。
（例）官民共創による取組
（E:N BASEの活用）
（例）県内市町との連携の場（協議会）の有効活用
（データの共有・提供、地域特性に応じた計画策定支援）

	現・県計画	指 標	現状値(策定時)	目標値
住まうヒト		住宅の資産価値を評価するローンを取り扱う民間金融機関の割合	27% (R5(2023))	35% (R17(2035))
	○	高齢期の暮らしを支える住宅の数 (※サ高住宅、居住サポート住宅、有料法人ホーム等)	108万戸 (R5(2023))	150万戸 (R17(2035))
		子育てしやすい住環境の整備や、子育て世帯等の優先入居等の推進を行うUR団地の団地数及び住戸数	0団地・0戸 (R7(2025))	100団地・10万戸 (R17(2035))
		公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率 (※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等 支援施設)	35% (R6(2024))	50% (R17(2035))
	○	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率	約4割 (R6(2024))	9割 (R17(2035))
住まうモノ	○	耐震性が不十分な住宅ストックの比率	10% (R5(2023))	おおむね解消 (R17(2035))
	△ 関連	住宅ストックの平均の省エネ性能(BEI)	1.3 (R5(2023))	1.0(ストック平均) (R17(2035))
	○	高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合	19% (R5(2023))	30% (R17(2035))
	△ 関連	住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合	7% (R6(2024))	15% (R17(2035))
		民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合	9.8% (R5(2023))	20% (R17(2035))
		マンション管理計画認定の取得割合	約3% (R6(2024))	20% (R13(2031))
	△ 関連	既存住宅取引及びリフォームの市場規模	16.9兆円 (R5(2023))	20兆円 (R17(2035))
		居住誘導区域内の人口割合が維持向上した地方公共団体の割合	72.2% (R6(2024))	66.6%以上 (毎年度)

	現・県計画	指 標	現状値(策定時)	目標値
住まうモノ		住宅需要の高い地域における空家等活用促進区域の指定数	4区域 (R6(2024))	100区域 (R17(2035))
		マンションの再生等の件数	472件 (R6(2024))	1,000件 (R12(2030))
	○	腐朽・破損がある使用目的のない空き家数	90万戸 (R5(2023))	100万戸程度に抑える (R17(2035))
		著しく危険な密集市街地の面積の解消率	77% (R6(2024))	100% (R12(2030))
		浸水想定区域を有する市区町村において、住まいの浸水対策にハード・ソフト併せて取り組む市区町村の割合	58% (R6(2024))	100% (R17(2035))
プレイヤー		大工就業者のうち女性の就業者数	4,540人 (R2(2020))	継続的に増加
		住宅政策の方針を明示している市区町村の人口カバー率	68.4% (R6(2024))	8割 (R17(2035))

参 考 施策の総合的かつ計画的な推進

- (1)住生活に関わるあらゆる主体・施策分野の連携
- (2)ストック社会における建築行政との連携
- (3)住宅金融市場の整備と税財政上の措置
- (4)デジタル技術・データの活用
- (5)全国計画、都道府県計画、市区町村における基本的な計画等の策定
- (6)住生活リテラシーの向上
- (7)政策評価の実施と計画の見直し

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を
総合的かつ計画的に推進するために必要な事項